



基準認証制度マニュアルの素案

令和5年2月24日

総合通信基盤局 電波部

基準認証制度マニュアルの素案

- 電波法に基づく特定無線設備の基準認証マニュアルは、平成16年（2004年）に電気通信機器の基準認証制度の改正がなされた際に、電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証マニュアルと併せて、当該制度の仕組みや手続を説明する解説書として作成されたものである。
- 本検討会では、欧米試験データの活用等による認証の効率化に関する議論を重ねてきたところ、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドラインの作成及び電波法に基づく基準認証制度マニュアルの現行化についても検討がなされ、ご意見を頂いたところである。
- 当該マニュアルの現行化にあたっては、本検討会第8回会合で議論された次の基本的な考え方を踏まえて素案を作成した。
 - スタートアップ事業者等初めて認証の申込を行う方々を含むメーカー等向けに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明するため、既存の基準認証制度マニュアルを現行化し、内容を充実化する。
 - 基準認証制度全般にかかる事項のうち、詳細な内容については、Q&Aで示す。
- また、本検討会の構成員から頂いたご意見を踏まえて、当該マニュアルの構成の見直し、記載内容の加筆修正を行った。
- なお、本マニュアルの素案の記載の凡例は次のとおりである。
 - ・黒字：現行の規定振り
 - ・青字：現行の項目の表現・内容を加筆修正した箇所
 - ・赤字：新たに項目を立てて加筆した箇所
 - ・マーク：ご意見を踏まえて加筆修正した箇所

第1章 特定無線設備に関する基準認証制度

- 1 基準認証制度の概要
- 2 電波法における基準認証制度
- 3 MRA法における基準認証制度の概要

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

- 1 証明等の手続
- 2 証明等を受けた後の手続
- 3 事後措置

第3章 特定無線設備の特性試験の試験方法

第4章 無線設備、技術基準

- 1 無線設備
- 2 技術基準

第5章 基準認証制度における認証取扱業者の義務

- 1 工事設計合致義務の担保（認証取扱業者による確認方法書に従った検査）
- 2 工事設計合致義務を履行するための表示（技適マークの表示）

第6章 基準認証制度に関するQ&A

第1章 特定無線設備に関する基準認証制度

1 基準認証制度の概要

第1章 特定無線設備に関する基準認証制度

2 電波法における基準認証制度の概要

(1) 電波監理の必要性 **ご意見①**

- ・周波数資源の有限性

電波は、有限・希少な国民共有の資源であることから、利用にあたっては優先度の高いものから順に分配する必要。

- ・電波の空間占有性

電波は、共通の空間に発射されるものであり、混信が生じる性質を持つことから、利用にあたっては周波数や使用場所を適切に選択する必要。

- ・電波の国際性

電波は、人為的に定めた国境等に制約されることなく伝搬する性質を持つことから、利用にあたっては国際的な取り決めや調整が必要。

- ・通信の統一性の保持

電波を利用した通信では、通信を可能にするために送信側と受信側の技術上・運用上の方式等を統一する必要。

- ・人命・財産の安全の確保

無線通信は、船舶や航空機にとって唯一の通信手段であることから、これら乗客・乗員の人命や財産の安全を図るためには、無線通信に関する国際的な規律が必要。

これらのことから、「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的（※）」として電波法が定められており、国が電波法に基づき電波監理を実施。 ※電波法第1条

基準認証制度マニュアルの項目内容案②

第1章 特定無線設備に関する基準認証制度

2 電波法における基準認証制度（続き）

(2) 無線設備の技術基準

(3) 技術基準適合証明等の手続

(4) 適合表示無線設備の効果 ～免許手続きの簡素化等 **ご意見①**

(5) 登録証明機関の要件

(6) 妨害等防止命令等の事後措置

(7) 承認証明機関制度

第1章 特定無線設備に関する基準認証制度

3 MRA法における基準認証制度の概要

(1) 我が国から外国へ輸出する場合の認証制度

① 認定適合性評価機関

② 認定適合性評価機関による外国向け認証

(2) 外国から我が国へ輸入される場合の認証制度

① 登録外国適合性評価機関

② 事業法・電波法の特例

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

1 証明等の手続

(1) 技術基準適合証明、工事設計認証の手続

① 技術基準適合証明の手続

② 工事設計認証の手続

③ 提出が必要な書類 **ご意見②**

・提出が必要な技術基準適合証明と工事設計認証の書類の比較

提出が必要な書類等	技術基準適合証明	工事設計認証
工事設計書 (証明規則別表第2号)	要	要
無線設備系統図 (工事設計書の添付図面)	要	要
部品の配置及び外観を示す写真又は図 (寸法を記入したもの)	一部要 ※設備の開閉が困難な場合	一部要 ※設備の開閉が困難な場合
確認方法書 (証明規則別表第4号)	—	要
申込設備	要 ※外部試験結果を活用する場合は特性試験結果の書類が必要	要 ※外部試験結果を活用する場合は特性試験結果の書類が必要
その他、登録証明機関が求める書類等 (申込書、申込設備の取扱説明書など)	要	要

・工事設計書の様式（他の無線設備が電波を発射しないことの確認 等）

工 事 設 計 書			
1	通信方式		
2 送信機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発 振		
	(4) 変 調		
3	製造者名等	製造者名	型式又は名称
			製造番号
4	空中線	(1) 型式及び構成	(2) 利 得
5	附属装置等の種類及び型式又は名称		
6	その他の工事設計	(1) (2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 ☐ 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 ☐ 無 ☐ 有 ☐ ①適合表示無線設備 (番号及び種別:) ☐ ②微弱無線設備 ☐ ③同時申込の無線設備 ☐ ④上記①～③以外の無線設備 (4) 電波の発射範囲の確認 ☐ 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。	
7	添付図面	無線設備系統図	
8	参考事項	無線設備の型式又は名称	

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

1 証明等の手続（続き）

(2) 技術基準適合証明、工事設計認証の審査

① 技術基準適合証明の審査

- ・工事設計の審査
- ・対比照合審査
- ・特性試験

② 工事設計認証の審査

- ・工事設計の審査
- ・対比照合審査
- ・特性試験
- ・確認の方法の審査 等

確認方法書の記載事項	
事項	記載内容
1. 組織並びに管理者の責任及び権限	法第三十八条の二十五第一項の義務（以下「工事設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
2. 工事設計合致義務を履行するための管理方法	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行されることの説明
3. 特定無線設備の検査	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明
4. 測定器その他の設備の管理	特定無線設備の検査に必要な測定器その他の設備の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器その他の設備の管理が適切に行われることの説明
5. その他	その他工事設計合致義務を履行するために必要な事項

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

1 証明等の手続（続き）

③ 登録証明機関による特性試験の外部委託

登録証明機関は、特性試験における試験の一部を外部委託することができる。受託者との間で以下の事項を取り決める必要がある

- ・委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別
- ・法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを使用して試験が行われることの確認に関する事項
- ・証明規則別表第1号に定める特性試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項 等

④ 審査の省略

技術基準適合証明（又は工事設計認証）を確実に行うことができる場合に限り、その審査の一部を省略することができる

- ・適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備（技術基準適合証明の場合）
- ・適合表示無線設備について変更の工事を行った又は工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)に関し変更を行った工事設計に基づく特定無線設備
- ・設備規則第14条の2の規定が適用される特定無線設備であって、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの 等

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

1 証明等の手続（続き）

(3) 外部試験データの受入れ

申込設備の特性試験を外部の試験所等で行ったものについて、申込者から提出された書類に基づき登録証明機関が審査を行う際の具体的な条件

- ・申込設備の写真等の提出
- ・特性試験の結果を示す書類の提出
 - ・測定器の較正等に係る条件
 - ・特性試験の方法に係る条件

(4) Body SARに関する試験

- ① Body SARの技術基準への適合審査の必要性
- ② ICCJ発行「Body-SARに関する制度の運用のガイドライン」の紹介

ご意見⑦

(5) 適合表示無線設備としての表示

(6) 登録証明機関の技術基準適合証明の結果等に対する異議の申請

技術基準適合証明等を求めた者は、総務大臣に対し、審査又は審査を行うことを命ずべきことを申請できる

(7) 技術基準適合証明等の拒否 等

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

2 証明等を受けた後の手続

(1) 技術基準適合証明等情報の公示

- ① 登録証明機関が技術基準適合証明等を実施した際、総務省へ報告する必要がある事項
 - ・技術基準適合証明等を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - ・技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の型式又は名称
 - ・技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号
 - ・電波の型式、周波数及び空中線電力
 - ・技術基準適合証明等をした年月日
 - ・公示を希望する日 等
- ② 外部試験データを受け入れて工事設計認証の審査を行う場合、追加報告の必要がある事項
 - ・工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等
 - ・別表第3号2において準用する別表第1号1（3）の規定による特性試験の結果
 - ・工事設計認証をした証明書の写し
- ③ 報告を受けて総務省が行う公示

(2) 変更届出の義務

(3) 工事設計合致義務

(4) 適合表示無線設備としての表示

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

2 証明等を受けた後の手続（続き）

(5) 変更の工事を行った場合の対応

工事設計の内容に一部でも変更がある場合、改めて工事設計認証を受け取得し直す必要がある

電波の質に直接的に影響しない箇所に変更等、無線設備に変更を加える場合は登録証明機関に相談することが望ましい 等

第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

3 事後措置

- (1) 登録証明機関の義務
- (2) 登録証明機関に対する立入検査
- (3) 技術基準適合証明等を受けた者の立入検査
- (4) 特定無線設備等の提出
- (5) 措置命令
- (6) 表示の禁止の処分
- (7) 表示が付されていないものとみなす処分
- (8) 妨害等防止命令 等

第3章 特定無線設備の特性試験の試験方法

現行の基準認証制度では、登録証明機関等が実施する、証明規則別表第一号一（3）の特性試験は、「総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により」試験を行うことと規定している。

この告示（平成16年告示第88号）では、特定無線設備（第4章で詳述）の種別毎に試験方法が規定され、占有周波数帯域幅や空中線電力等の測定項目に関する測定系統図、測定器の条件、測定操作手順、試験結果の記載方法等について定義している。また、特定無線設備については振動試験や温湿度試験といった環境試験に関する試験の取扱いについても規定している。

（告示88号は以下URLに掲載。）

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/test/>

また、告示88号で特性試験の試験方法が定められていない無線設備の種別に係る試験方法については、「当該試験方法が定められるまでの間、臨時に、登録証明機関が当該試験方法として適切と認め、自社のホームページ等で公表した方法を特性試験の試験方法とすることができる。

なお、登録証明機関は、当該試験方法を公表しようとする場合は、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない」こととなっている。

第4章 無線設備、技術基準

1 無線設備

(1) 無線設備の範囲、構成 **ご意見③**

- ・「無線設備」に関する電波法第2条第4号における定義
- ・無線設備を構成する3つの部位
- ・工事設計認証の無線設備の範囲
- ・モジュール状の特定無線設備の場合の考え方
- ・ICCJ発行「モジュール状の特定無線設備」の技術基準適合証明制度上の取扱いに関するガイドラインの紹介

ご意見⑦

(2) 特定無線設備の区分

① 免許不要局（電波法第38条の2の2第1項第1号）

電波法に基づく技術基準に適合していることを示す表示が付されていることにより、無線局免許が不要

② 特定無線局（電波法第38条の2の2第1項第2号）

電波法に基づく技術基準に適合していることを示す表示が付されていることにより、包括免許の申請が可能

③ その他の無線局（電波法第38条の2の2第1項第3号）

電波法に基づく技術基準に適合していることを示す表示が付されていることにより、無線局の免許手続きの一部が省略される等の特例措置を受けることが可能 等

第4章 無線設備、技術基準

2 技術基準

(1) 無線設備の技術基準

- 無線設備の技術基準が定められている趣旨、背景
- 技術基準の検討プロセス
- 主な技術基準の規定の趣旨（容易に開けられない構造、使用場所の制限 等）

ご意見④

(2) 技術基準の例

- 2.4GHz帯小電力データ通信システム（2.4GHz帯無線LAN、Bluetooth等）の技術基準

周波数の偏差		許容偏差：±50 ×10 ⁻⁶ 以内	
占有周波数帯幅及び拡散帯域幅			
周波数帯		2400～2483.5MHz 2471～2497MHz（WLAN 11b）	
占有周波数帯幅		WLAN 11b / BLE	: 26MHz 以下
		WLAN 11g/n HT20/ax HE20	: 26MHz 以下
		WLAN 11n HT40/ax HE40	: 40MHz 以下
		Bluetooth	: 83.5MHz 以下
拡散帯域幅		WLAN 11a/g/n/ax	: 規定なし
		WLAN 11b	: 500kHz 以上
		（拡散率（拡散帯域幅を変調速度で除した値））	: WLAN 11b（2400～2483.5MHz） 拡散率 5 以上 WLAN 11b（2471～2497MHz） 拡散率 10 以上
滞留時間		規定なし	
スプリアス発射又は不要発射の強度			
不要発射の強度の許容値		2387MHz 未満	: 2.5 μW/MHz 以下
		2387MHz 以上 2400MHz 未満	: 25 μW/MHz 以下
		2483.5MHz 超 2496.5MHz 以下	: 25 μW/MHz 以下
		2496.5MHz 超	: 2.5 μW/MHz 以下
スプリアス発射の強度の許容値 （※30MHz 以上を抜粋）		30MHz 超 335.4MHz 以下	: 50 μW/100kHz
		335.4MHz 超 1470MHz 以下	: 25 μW/100kHz
		470MHz 超 1GHz 以下	: 50 μW/100kHz
		1GHz 超	: 50 μW/MHz

空中線電力		
電力	※規定なし	
電力密度	WLAN 11b WLAN 11b 以外 26MHz 以下 40MHz 以下 BLE	: $10\text{mW}/\text{MHz}$ 以下 : $10\text{mW}/\text{MHz}$ 以下 : $5\text{mW}/\text{MHz}$ 以下 : $10\text{mW}/\text{MHz}$ 以下
空中線電力の偏差	工事設計書記載の定格値に対して 上限+20%, 下限-80%	
副次的に発する電波等の限度	1GHz 未満 1GHz 以上 10GHz 未満 10GHz 以上	: 4nW 以下 : 20nW 以下 : 20nW 以下
キャリアセンス機能	WLAN 11g/n/ax 40MHz 上記以外	: 要 : 規定なし
送信空中線絶対利得	12.14dBi 以下 但し EIRP が 12.14dBi の送信空中線に平均電力 10mW の空中線電力を加えたとき以下の値となるときは、その低下分を補うことができる。	
送信空中線の主輻射の角度幅	送信空中線の水平及び垂直面の主輻射の角度の幅は $360/A^\circ$ を超えないこと。 A* : EIRP を 2.14dBi の送信空中線に平均電力 10mW/MHz を加えたときの値で除したもの。1 を下回るときは 1 とする。	
混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を有すること。	

第5章 基準認証制度における認証取扱業者の義務

1 工事設計合致義務の担保（認証取扱業者による確認方法書に従った検査）

(1) 工事設計合致義務

- ・ 認証取扱業者が工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備を取り扱う場合の義務
- ・ 工事設計合致義務に関する登録証明機関から申込者への周知
- ・ 認証工事設計の内容の一部又は全部を変更しようとする場合に必要な手続（新たな工事設計認証の取得）
- ・ 認証工事設計の範囲

(2) 確認方法書に従った検査

ご意見②

- ・ 確認方法書（工事設計認証の申込者が扱う特定無線設備が工事設計に合致することを確認する方法について必要な事項を記載した書類）の趣旨
- ・ 確認方法書の記載事項
- ・ 認証取扱業者による確認方法書に従った特定無線設備の検査、記録 等

第5章 基準認証制度における認証取扱業者の義務

2 工事設計合致義務を履行するための表示

(1) 適合表示無線設備

- ・ 認証取扱業者が表示を付す際の条件（確認の方法に従った検査の実施） **ご意見⑤**
- ・ 表示の様式、条件（容易に識別可能） **ご意見⑤**

図 表示（技適マーク）の様式 ※技術基準適合証明の場合の例



図 表示（技適マーク）の様式 ※工事設計認証の場合の例



- ・ ICCJ発行「同一認証番号とする場合のガイドライン」の紹介 **ご意見⑦**

(2) 技適マークを表示する場所

① 特定無線設備への直接表示

- ・ 特定無線設備本体の見やすい箇所への表示
- ・ 特定無線設備本体に表示を付すことが困難又は不合理である場合の表示
(当該特定無線設備の取扱説明書及び包装又は容器への表示)

② 設備本体のディスプレイによる表示

③ 外部ディスプレイによる表示

第5章 基準認証制度における認証取扱業者の義務

2 工事設計合致義務を履行するための表示（続き）

(3) 適合表示無線設備を組み込んだ製品への技適マークの表示 **ご意見⑤**

- ① 組込機器への直接表示
- ② 組込機器本体のディスプレイによる表示
- ③ 組込機器の外部ディスプレイによる表示

(4) 紛らわしい表示の禁止 等

第6章 基準認証制度に関するQ&A

- 本基準認証制度マニュアルにおいては、基準認証制度上の重要なポイントについて、初めて基準認証 制度に関係する業務・手続を行う方にも体系的に理解いただけるよう、内容を絞って記載。
- よく質問・問合せがあるもの等、総務省電波利用ホームページにおいて、Q&A形式で掲載。また、随時見直し・更新を行う予定。 等

ご意見⑥

（基本的な考え方）

- スタートアップ事業者等初めて認証の申込を行う方々を含むメーカー等向けに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明するため、既存の基準認証制度マニュアルを現行化し、内容を充実化する。
- 基準認証制度全般にかかる事項のうち、詳細な内容については、Q&Aで示す。

（論点整理）

Ⅱ－① 背景、目的、位置付け

- ・ 認証申請者の基準認証制度に対する理解を促進し、必要な申請書類を準備しやすくすることを目的として、基準認証制度の仕組みや手続等、既存の基準認証制度マニュアルにおける記述を現行化する。
- ・ また、登録証明機関毎の解釈の差異が生じることを防ぎ、認証申請者の負担を軽減することを目的として、登録証明機関による審査について、法令上の規定に係る考え方を示す。

Ⅱ－② 構成（本編及びQ&Aの内容等）

- ・ 本編及びQ&Aの2部構成とする。
- ・ 本編には、無線設備及び技術基準に関する基本的な考え方、認証取扱業者の義務（確認方法書に従った検査）及び技適マークの表示方法等を記載し、内容を充実させる。
- ・ Q&Aには、海外における取組事例を参考に、製品に添付される説明書等に記載する項目（技適マーク等）など、個別の事例に係る内容を記載する。

Ⅱ－③ その他事項

- ・ アップデートした基準認証制度マニュアルの英語版も作成する。
- ・ 既存のガイドラインの位置づけを示す。

【参考資料】論点Ⅱ-① 背景、目的、位置付け

（ご意見）

- 法令上は規定されているものの登録証明機関によって解釈に差異が生じている可能性がある事項（技術基準の詳細等）を、現行の基準認証制度マニュアルの内容に追加して盛り込むのはどうか。（ご意見①）
- 工事設計認証の場合、確認方法書を提出する必要があるが、証明規則（※）別表第4号で求められる記載内容の存在のみ（資料の有ることのみ）を示せばよいとしているとの情報があった。登録証明機関に提出すべき内容については、電波利用ホームページにQ&Aがあるが、具体的な記載例等を含め、示していただくことが望ましい。（ご意見②）

※特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

（ご意見に対する考え方）

- 基準認証制度マニュアルにおいては、認証を取得しようとする方々の基準認証制度に対する理解を促進し、必要な申請書類を準備しやすくすること等を主眼に置き、2.4GHz帯無線LANや、欧米基準試験データの受入れの際の審査項目等に限らず、基準認証制度全般の仕組みや手続、法令上の規定に係る考え方を分かりやすく説明する。
- また、法令上の規定に係る考え方を明確化することで、登録証明機関毎の不要な解釈の差異が生じることを防ぐよう説明する。
- 上記の観点から、既存の基準認証制度マニュアルの現行化及び内容を充実化する。
- 工事設計認証の確認方法書に係る、具体的な登録証明機関への提出内容等の詳細については、記載例等を含め基準認証制度マニュアルのQ&Aで説明する。

【参考資料】論点Ⅱ-② 構成（本編及びQ&Aの内容等）

（ご意見）

- 無線設備の構成（範囲）について、認証の対象となる無線設備の範囲について改めて説明することが考えられる。（ご意見③）
- 複数種類ある構造の適用条件の記載についての解釈について、一部既にガイドライン化されているが、一部現状の機器に即していない記載があるため、改めて現状の機器に即して解説していただきたい。（ご意見④）
- 工事設計認証の場合、確認方法書を提出する必要があるが、証明規則別表第4号で求められる記載内容の存在のみ（資料の有ることのみ）を示せばよいとしているとの情報があった。登録証明機関に提出すべき内容については、電波利用ホームページにQ&Aがあるが、具体的な記載例等を含め、示していただくことが望ましい。
※Ⅱ-①と重複、再掲（ご意見②）
- 認証ラベル（技適マーク）の表記方法について登録証明機関の間で差異が生じないよう整理してもらいたい。（ご意見⑤）
- 5GHz・6GHz WLANの上・中・下の試験チャンネルの考え方は。また、5GHz WLANのEIRPには偏差の規定がない。これについての合否判定の方法について、申請値に対してのEIRPで審査するのか試験時の測定値に対してか。（ご意見⑥）

（ご意見に対する考え方）

- マニュアル本編において、無線設備の構成（範囲）に係る考え方、「容易に開けることができない構造」等の技術基準の規定の趣旨、工事設計認証の確認方法書の規定の趣旨、技適マークの表示方法等を説明する。
- Q&Aにおいて、個別の事例に係る内容を説明する。

(ご意見)

- これまで総務省やICCJ等から発行・公表されたガイドラインについて登録証明機関、登録外国適合性評価機関、申込者に広く理解いただけるようマニュアルやQ&A集で周知し、現在公表されていないものも含めて、総務省の定めるガイドラインとして整理し公表してはどうか。(ご意見⑦)
- 登録証明機関協議会が定めたガイドラインはなぜ非公表なのか。(公表すべきではないか。)
- 登録証明機関に対する個別の問合せと回答を他の登録証明機関に共有する場を設けてはどうか。

(ご意見に対する考え方)

- これまでに総務省やICCJ等から発行されたガイドラインについて、登録証明機関、登録外国適合性評価機関、申込者に広く理解いただくとの観点から、公表とするか否か検討を行い、基準認証制度マニュアルの中でその位置づけについて説明する。